

# 掛川市立日坂小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 9 月策定

## 1 いじめに対する基本認識

### (1) いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（いじめ防止対策推進法平成 25 年法律第 71 号第 1 章総則第 2 条）

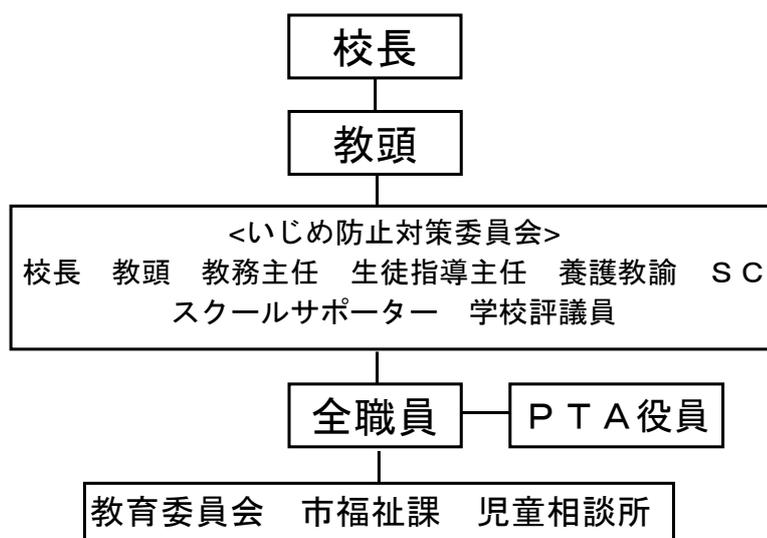
### (2) いじめに対する基本的な考え方

「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どこでも起こりうる」といった意識を持ち、全職員が一丸となって、いじめ撲滅に対して迅速かつ組織的に対応するものであることを共通理解する。いじめを受けた児童がいた場合には、最後まで守り抜き、いじめをしている児童にはその行為を許さず、毅然として指導していくとともに、いじめの未然防止や早期発見、早期対応に努めることとする。

## 2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

### (1) いじめ防止対策委員会の設置

校内に「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめの未然防止等に対する取組について、組織的に対応できるようにする。



(2) 「子どもを語る会」の設定

各ステージのはじめに位置づけ、各学年の児童の情報交換を行い、全職員が共通理解、共通行動できるようにする。

(3) P T A

教職員だけでなく、P T Aの立場からもいじめの防止に取り組んでいく。P T A実行委員会の際、現状の報告や今後の取組について話し合う機会を設ける。

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

学校が楽しいと思える基盤は、学級における人間関係の良好な交流があげられる。いじめの未然防止のために、学級における共感的な人間関係の構築に努める。

ア 学級活動の時間を利用し、エンカウンターや人権教育を行う。

イ 学級のルールを守る等規範意識を高める教育を行う。

(2) 道徳教育の充実

道徳の時間を通して、自己肯定感を高めたり、より高い価値に気づかせたりすることで、思いやりの心を育てる。

ア 各学級に「心のコーナー」を設置し、価値の積み上げを行う。

イ 報徳の教えに基づき、感謝の心を持って行動することの大切さを知る。

(3) いじめゼロ強化週間

隔月(5月・7月・9月・11月・1月・3月)の10日を「いじめゼロ強化週間」と位置づけ、掛川市いじめ防止基本方針付属資料を使い、職員研修を行ったり、学級内の諸問題について話し合ったりする活動を重点的に行う。

(4) 相談体制の充実

担任をはじめ、全職員が、子どもたちを見守っていることを知らせ、困っていることや相談したいことを気軽に話ができる体制を作る。

ア 保護者や児童にスクールカウンセラー(S C)の活用を呼びかけ、相談体制の充実を図る

イ 児童を対象にした「ほっと面談日」を設け、担任だけでなく、校長をはじめ、級外職員も相談にのれる体制を作る。

ウ 保護者を対象にした「ふれあい懇談日」を年2回、「保護者面談」を夏季冬季休業日前に設定し、子どもの様子について話す機会を充実する。

エ 市福祉課や児相と連携し、児童について話ができるように体制を整える。

#### (5) インターネット使用時におけるマナー指導

情報機器はなくてはならない存在になった。その扱いについての習熟を図ると同時に、ネット上のモラルについての学習を充実させることで、ネット上のいじめ防止や被害に巻き込まれないようなスキルの向上を図っていく。そのために、情報学習を学活や総合的な学習の時間に位置づけ、計画的に指導する。

#### 4 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生することが多い。そこで、学校・家庭・地域と連携することで、いじめの早期発見に努めることとする。

- (1) 児童の声に耳を傾ける。(ほっと面談 児童アンケート SCとの面談)
- (2) 児童の表情や行動に気を配る。(朝の健康観察 休み時間の過ごし方)
- (3) 保護者との情報を共有する。(家庭訪問 連絡帳の活用 学級懇談会)
- (4) 地域への情報発信をする。(地域行事への参加 学校だよりの配布 等)

#### 5 いじめ早期解消に向けての取組

いじめ問題が発生した場合は、詳細な事実確認に基づき、早期に適切な対応を行い、関係する児童・保護者が納得する解消を目指す。

- (1) 最初にいじめを見つけた、あるいは相談を受けた場合は、生徒指導主任及び学級担任へ連絡し、連絡を受けたものは、必ず校長・教頭へ報告する。
- (2) いじめの情報を得た場合、「些細なこと」と一人で判断せず、いじめ防止対策委員会を開き、対応策等を話し合う。他の職員へは、すぐに状況を知らせ、児童のケアや事実確認等の聞き取りの補助の協力を仰ぐ。
- (3) いじめを受けた児童が、今後の学校生活を安心して送ることができるように、保護者と連携を図りながら進めるとともに、必要であれば、絵本の部屋等の別室において学習できる体制を整える。
- (4) 暴力・暴言が一定の指導でも改善されない場合には、教育委員会、児童相談所、市福祉課、掛川警察署等にも報告し、連携して対応する。

#### 6 重大事態への対応

- (1) 「重大事態」とは、次の3点のような場合をいう。

ア 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合。

イ 欠席の原因がいじめと認められ、児童が相当の期間、学校を欠席した場合。(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席した場合も含む)

ウ 児童や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申し立てがあった場合や、関係者の理解が得られず困難な状況にある場合。

## (2) 重大事態への対処

- ア 重大事態が発生した場合には、速やかに教育委員会に報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対する組織を設置する。
- ウ イで設置した組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童や保護者に対して、事実関係その他必要な情報を適切な方法で説明する。

## 7 諸機関との連携

いじめが発生した場合、本校のいじめ防止対策委員会を中心に対応を進めていくが、いじめの実態や重大事態へと発展した場合等、その実態に応じて他の諸機関と連携して対応する事が考えられる。その場合は迅速に情報を共有し合い、協力して対応に当たることとする。

諸機関との連携の際、いじめられた子の人権を最優先し、安心して学べる学校を目指すことを共通理解する。また、いじめた子に対しては、その行為は決して許されるものではないが、教育的見地から将来を見据えた対応を共通理解する。

### <主な連絡先>

掛川市教育委員会	21-1156
西部児童相談所	37-2854
掛川市役所福祉課	21-1144
掛川警察署	22-0110